

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場 所

東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件



ダイヤ通商株式会社
証券コード 7462

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号

ダイヤ通商株式会社

代表取締役社長 井 沢 宅 蔵

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

1. 本年から委任状用紙より議決権行使書用紙に変更となっておりますので、ご注意ください。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.daiya-tsusho.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際して監査した書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。
3. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト (アドレス<https://www.daiya-tsusho.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応について

株主の皆様へ

新型コロナウイルス(COVID-19)による感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当社の対応について

- ・運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付時、検温のご協力をお願いいたします。
- ・本総会では、お土産品の配布は中止とさせていただきます。

株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。マスクをお持ちでない方には、受付にてお渡しいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、招集通知に同封の議決権行使書による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第72期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10.00円 配当総額 7,208,460円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社は、サービスステーションを中心とした石油事業、サイクルショップといった専門店事業、所有不動産の賃貸・管理を行う不動産事業を国内で展開し、地域の皆様に豊かなライフスタイルの提供を行っております。当社は、ステークホルダーの皆様、従業員の一人ひとりが豊かに発展し、次世代に繋がる事業活動を通じて各事業の事業領域の拡大等を目的に「ダイヤ通商」から「CAPITA」への商号変更を決定いたしました。
- ②当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに所要の変更等を行うものであります。
- ③現行の取締役の責任免責の規定を、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるとようにするために、変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>ダイヤ通商株式会社</u> と称し、英文ではDAIYA TSUSHO.,LTD.と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社CAPITA</u> と称し、英文ではCAPITA Inc.と表示する。
第2条～第4条 (条文省略)	第2条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の監査等委員でない取締役は5名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会に終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員により、また補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、上部取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 <u>当社の監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。当該選任決議は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定する。またその決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または磁氣的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席s他監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免責) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第44条（条文省略）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第46条～第49条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会規定) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第38条（現行どおり）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第40条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則 (商号変更の時期) 1.第1条（商号）の変更は、2021年9月1日をもって効力を生じるものとする。ただし、当会社の取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定した場合には、新たに決定された日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 1.当社は、監査等委員会設置会社への移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生の時をもって退任となります。

つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	井沢 竜蔵 <small>いざわ たつ蔵</small> 再任	取締役	1回／1回 (100%)
2	小澤 常浩 <small>おざわ なるひろ</small> 再任	取締役	1回／1回 (100%)
3	いづみ 田 健 作 <small>いづみ た けん さく</small> 再任	取締役	1回／1回 (100%)

候補者番号 1

井沢 宅蔵 (いざわ たくぞう)

再任

生年月日

1983年9月2日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社
2018年12月 StrandStrategic Group投資運用責任者(現任)
2020年10月 株式会社タイタンズコーポレーション設立
代表取締役 (現任)

所有する当社の株式数 0株

取締役の候補者とした理由

井沢宅蔵氏は、代表取締役社長としての当社の経営を担っており、豊富な経験と知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

小澤 常浩 (おざわ つねひろ)

再任

生年月日

1968年6月28日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 株式会社田辺エージェンシー入社
1996年6月 株式会社ティーネット設立
2011年2月 株式会社小沢資産ソリューション 代表取締役(現任)

所有する当社の株式数 0株

取締役の候補者とした理由

小澤常浩氏は、取締役として、当社の経営を担っており、営業部門等における豊富な経験と知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

泉田 健作 (いずみだ けんさく)

再任

生年月日

1974年6月21日生

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 株式会社ケンコーレーション入社
2004年10月 モルガンズ・タンレー・キャピタル株式会社入社
2010年11月 LIT株式会社設立 代表取締役(現任)
2015年9月 株式会社ASUKA設立、代表取締役(現任)
2017年5月 株式会社スカイピーク設立、同社代表取締役
2019年5月 CDK戦略投資事業合同会社 代表社員(現任)

取締役の候補者とした理由

泉田健作氏は、取締役として、当社の経営を担っており、営業部門等における豊富な経験と知識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

(注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合におけるおける損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員会でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任	社外	現在の当社における地位および担当
1	やまもと 清武 山本 清武	新任		常勤監査役
2	かわしま 正暉 川島 正暉	新任	社外	社外監査役
3	うら 勝則 浦 勝則	新任	社外	

候補者番号 1 山本 清武 (やまもと きよたけ)

新任

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1953年11月28日生	1981年 4月 旭コンクリート工業株式会社入社
所有する当社の株式数	2009年12月 株式会社ユニカフェ入社
100株	2010年 4月 同社監査部長
	2015年 1月 当社入社
	2018年 6月 当社監査役(現任)

監査等委員である取締役の候補者とした理由

山本清武氏は、経理および監査業務の経験と専門的な知識を有しており、これまで蓄積された当社常勤監査役としての経験と当社経営および業務全般にわたる深い知識と理解を当社の監査体制の強化に活かしていただけのものと判断し、監査等委員である取締役での選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 川島 正暉 (かわしま まさき)

新任

社外

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1981年12月12日生	2005年11月 新日本監査法人入所
所有する当社の株式数	2008年 3月 あらた監査法人入所
0株	2009年 7月 グラントソントン太陽ASG税理士法人入所
	2011年 5月 株式会社ファイブスター設立 代表取締役(現任)
	2018年 6月 アートプラン株式会社 取締役(現任)
	2021年 3月 当社 社外監査役(現任)

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由

川島正暉氏は公認会計士・税理士としての経験と専門知識を有しており、会計・税務の専門家として客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけのものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

生年月日

1978年3月14日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式数
0株

2012年1月 ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士

2015年6月 株式会社MC J 社外取締役(現任)

2017年11月 株式会社スタイルポート 監査役(現任)

2018年5月 FANTAS technology株式会社 社外監査役(現任)

2018年8月 株式会社フィードフォース 社外取締役(監査等委員)(現任)

2019年8月 株式会社ガイア 代表取締役(現任)

2019年10月 株式会社ウェブ 社外取締役(現任)

2020年4月 東京丸の内法律事務所 パートナー弁護士(現任)

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由

浦勝則氏は弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律の専門家として客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社間に、特別な利害関係はありません。
2. 川島正暉氏および浦勝則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 伊伏正貴および小林由紀両氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本株主総会終結の時をもって退任いたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合におけるおける損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員会でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 各候補者の選任が承認された場合は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該保険に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を予定しております。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社は2006年6月の第57回株主総会で取締役報酬額を決議しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行されますので、改めて月額15百万円以内との承認をお願いするものであります。当該定時株主総会終結時の監査等委員でない取締役の員数は3名です。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は2006年6月の第57回株主総会で取締役報酬額を決議しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行されますので、改めて月額4百万円以内との承認をお願いするものであります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

招集
通知

参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告書

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化する中、2020年5月の緊急事態宣言解除後は、経済活動レベルの段階的な引き上げにより、徐々に回復傾向が見られたものの、足元では感染再拡大が深刻化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

世界経済では自動車や半導体などの生産が回復に向かう一方で、多くの国において新型コロナウイルス感染症に関し予断を許さない状況が続いた事に加え、米国と中国との通商問題、中東の地政学リスク等により、混沌とした状況で推移しました。

このような環境の下、当社といたしましては新型コロナウイルス感染拡大により人・物の移動制限、生産・物流の停滞や個人消費の落ち込みにより営業活動に大きな制約を受けながら、地域の皆様を中心としたライフラインの機能性が高い事業を営む企業として、「安全・安心」と「安定供給」を最優先し、経営資源の有効活用をテーマに業績の向上とお客様や従業員の感染防止に努めてまいりました。

石油事業では新型コロナウイルス感染症拡大による法人稼働の低下を背景に、数量以上に適正な口銭（マージン）確保に努めました。油外製品販売では状況下での最大化を目指し、人材育成とウェブ媒体を利用した新規顧客獲得に注力しております。また専門店事業部に関しては新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「密」を避けて公共交通機関の利用が減少する中、自転車は通勤・通学などの日常生活での活用機会が増えた事や、健康志向の高まりによる自転車需要が大幅に増加した事から、最大限の需要の取込みと生産・物流遅延の影響による販売面を考慮し、戦略的な在庫確保に注力いたしました。その結果、当事業年度の売上高は28億79百万円（前年同期比12.2%減）、営業利益は76百万円（前年同期比44.9%増）、経常利益は80百万円（前年同期比52.0%増）、当期純利益は15百万円（前年同期比25.1%減）となりました。

売上高	
28億7,926万円	前年比 12.2%減

営業利益	
7,622万円	前年比 44.9%増

経常利益	
8,007万円	前年比 52.0%増

当期純利益	
1,515万円	前年比 25.1%減

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

石油事業

主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および钣金事業の経営

石油業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による国際需要の低下が続いており、産油国が協調減産体制の順守を確認したものの、経済の停滞懸念もあり、依然として不安定な状況が続いております。国内動向に関しましてはガソリンを中心とした燃料油販売は、元売り各社の再編によるシナジー効果により市場価格は比較的安定した状況で推移しておりますが、世界各国が相次いで自動車のEVシフトを表明する中で、ハイブリッドをはじめとする低燃費車から電気自動車へのシフトが急速に進む事が見込まれ、国内石油製品は構造的な需要減少傾向にあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社SS事業部に関しましては、環境の変化に対応する為、感染防止対策と営業コストの見直しを進めると共に、引き続き、収益改善施策として、販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間および運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めました。

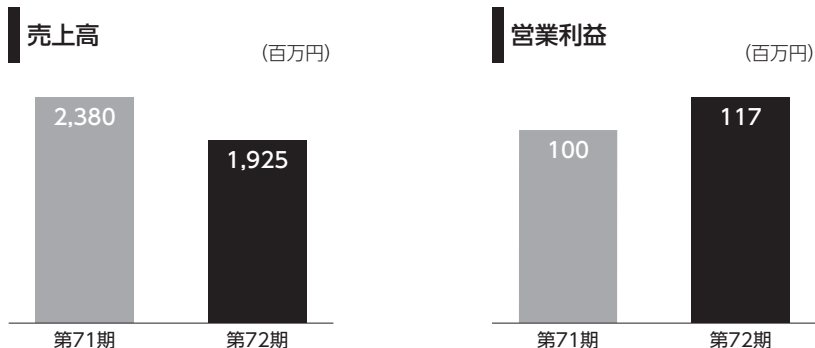
燃料油販売面では原油価格の急激な上昇に対し適正マージンの確保に努めましたが、前年同期と比べ、法人顧客の営業活動の停滞により販売数量が減少し、売上が伸び悩む要因となりました。

油外販売面ではウェブ媒体を使用した車検・タイヤ・洗車・コーティングの顧客獲得も順調に成果を収め、引き続きレンタカー事業やリペア事業にも注力しております。これらの結果、油外製品販売は好調に推移しましたが、SS事業部に関しましては前年同期と比べ、減収増益となりました。

石油商事事業部につきましても、新規顧客開拓と営業コストの見直しに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響を最小限に抑える為、小口配送やその他出荷形態などで、お客様の要望に応える事に努めております。販売数量に関しましては構造的な需要の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による工場やホテル、その他法人稼働の低下に伴う影響により減少しました。口銭（マージン）に関しましては直需部門の新規顧客獲得および新規仕入れ先の獲得により増加しております。その他物販事業や元売法人カード管理業務に関しましては法人稼働の低下により減少いたしました。

そしてSS事業部と同様に前年同期と比べ、緊急事態宣言における影響で燃料油販売数量が低水準である状況から売上粗利共に低下しましたが、コストの見直し等により石油商事事業部は減収減益となりました。

これらの結果、石油事業全般におきましては、売上高19億25百万円（前年同期比19.1%減）、営業利益1億17百万円（前年同期比17.3%増）となりました。



専門店事業

主要な事業内容

サイクルショップ「コギー」の経営

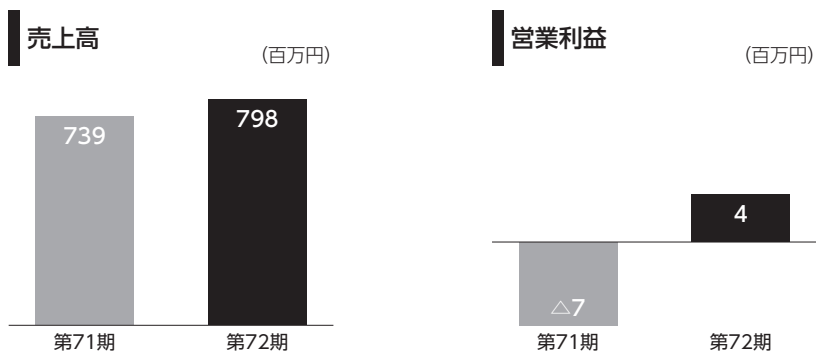
専門店事業であるサイクルショップ「コギー」におきましては、コロナ禍における健康志向の高まりや「密」を避けた自転車通勤・通学などにより、自転車需要が大幅に増加しました。

その反面、新型コロナウイルス感染症拡大により、各自転車メーカー、部品メーカーの海外工場生産・物流が停滞し、世界的な需要も加わり、電動自転車並びにスポーツバイクを始めとする多くの品目で在庫確保が困難となっております。これらは楽観的な予測もありましたが、実際には状況は悪化し感染再拡大により各メーカーの国内・海外生産体制はより不透明な状況となりました。

このような状況の下、当事業年度の営業活動と致しましては、感染防止対策を行うとともに、スマートフォン用の店舗アプリを活用した情報発信および集客活動と消耗品を含めた戦略在庫確保による豊富な品揃え、スタッフの技術力向上に取り組み品質の向上に努め、店舗利用価値の向上に努めました。また在庫保管用の倉庫機能の充実、売れ筋の子供用自転車のプライベートカラー展開、一部店舗の自転車配達業務も開始しております。

その他新たな取り組みとして、近年拡大しつつあるシェアバイクの組立て整備を請け負う事業を開始しました。引き続き積極的な受注を目指してまいります。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高7億98百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益4百万円（前年度営業損失7百万円）となりました。



不動産事業

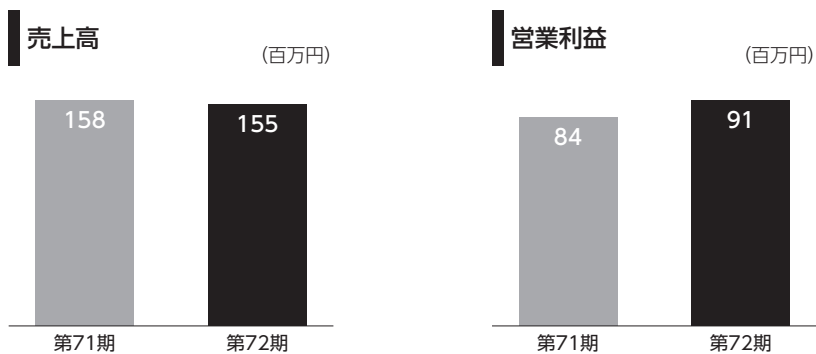
主要な事業内容

賃貸用オフィスビルおよび店舗ビルの経営

不動産事業におきましては、当社の巣鴨ダイヤビル・川口ダイヤピア共に、現在は満室状況であり、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者さまへの安全・安心の提供に努めております。

仙台のセルフ岩切についても、引き続き安定した賃料収入を維持しており、トランクルームの運営に関しましても堅調に推移している状況が続いております。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高1億55百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益91百万円（前年同期比8.3%増）となりました。



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
石油事業	1,925 百万円	80.9 %	66.9 %
専門店事業	798	108.1	27.7
不動産事業	155	97.7	5.4
合計	2,879	87.8	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、3百万円であります。その主なものは、コギーホームページリニューアルに伴うソフトウェア購入によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等、引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、4つの基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保および配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

<専門店事業>

- ①引き続き新規出店による事業拡大を目指す。
- ②収益体質の改善と主体性のある店舗コンセプトを確立する。
- ③「各コギー店舗またはその地域」で、ここでしか買えない商品の導入検討を進める。
- ④教育・研修の充実を図り、事業拡大の「人づくり」を行う。

<不動産事業>

- ①巣鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。
- ③トランクルームの早期満室化を実現する。

<管理部門>

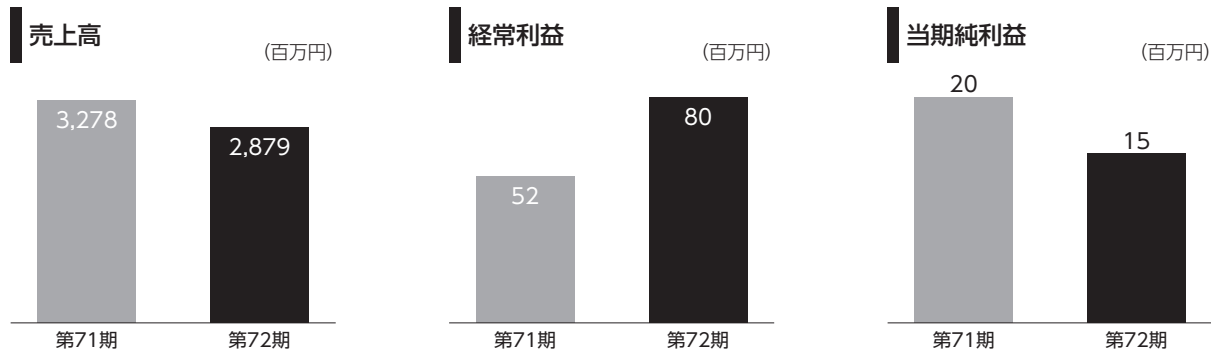
- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、消費税増税および法令改正に適切に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 69 期 2018年 3 月期	第 70 期 2019年 3 月期	第 71 期 2020年 3 月期	第72期(当期) 2021年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,129	3,333	3,278	2,879
経 常 利 益 (百万円)	17	48	52	80
当 期 純 利 益 (百万円)	2	734	20	15
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2.98	1,018.86	28.07	21.03
総 資 産 (百万円)	1,949	1,947	1,909	1,957
純 資 産 (百万円)	648	1,375	1,384	1,392

- (注) 1. 第69期は、石油事業は依然として厳しい経営環境にありますが、組織並びに管理体制の見直しや環境に応じた戦略とCSを重視した取り組みにより、売上・利益とも前年より増加しました。専門店事業はトリエ京王調布店がオープンし、11店舗を運営する体制となり、売上・利益とも増加に努めましたが、天候不順と台風の影響もあり、売上・利益共に前年を下回ってしまいました。
2. 第70期は、環境の変化に対応すべく、SSヨング大塚の土地を売却し、経営資源の有効活用を図り、収益改善・財務体質の改善により、売上・利益とも前年を上回りました。
3. 第71期は、石油事業は販売数量と適正な口銭確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品利益拡大に努め、売上・利益共にともに好調に推移しましたが、専門店事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から営業自粛もしくは短縮営業せざるを得ない状況も重なり営業活動に大きな影響を受け、売上・利益共に前年を下回ってしまいました。
4. 第72期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）等の適用に伴い、第69期に係わる主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。



5. 主要な事業所および店舗 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 7か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 10か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

6. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減 (△)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	45	3	40.66	10.60
女 性	2	1	33.13	5.29
合計または平均	47	4	40.34	10.37

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員 (2名) および準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員の期末人数は43名 (1日8時間換算) であります。

7. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 2,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 720,846株（自己株式 101,354株を除く） |
| 3. 株主数 | 354名（前期末比69名減） |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
HER投資事業有限責任組合	184	25.5
KMOキャピタル有限責任事業組合	166	23.1
森 猛	117	16.3
東京海上日動火災保険株式会社	23	3.2
神谷 金吾	23	3.2
野村證券株式会社	16	2.2
巢鴨信用金庫	16	2.2
ダイヤ通商従業員持株会	9	1.3
森 重明	8	1.2
森 徹	6	0.9

（注）持株比率は、自己株式101,354株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井 沢 宅 蔵	株式会社タイタンズコーポレーション 代表取締役
取 締 役	小 澤 常 浩	株式会社小沢資産ソリューション代表取締役
取 締 役	泉 田 健 作	株式会社A S U K A代表取締役
常 勤 監 査 役	山 本 清 武	
監 査 役	伊 伏 正 貴	
監 査 役	小 林 由 紀	
監 査 役	川 島 正 暉	株式会社ファイブスター代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち、北野稔、甲斐祥哲、菊池新治、小林茂和および辻角智之の各氏は2021年3月16日付で辞任しております。
2. 監査役のうち、伊伏正貴、小林由紀および川島正暉の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は監査役伊伏正貴氏は東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役小林由紀氏は、税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役川島正暉氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	41,000千円
(うち社外取締役)	(2名)	(4,800千円)
監 査 役	3名	10,800千円
(うち社外監査役)	(2名)	(4,800千円)
合 計	8名	51,800千円
(うち社外役員)	(4名)	(9,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は2006年6月開催の第57回定時株主総会において、取締役が月額15,000千円以内、監査役が月額4,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は3名、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、上記報酬等の額には2021年3月16日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した取締役5名の報酬等も含み、さらに無報酬の取締役3名と監査役1名が在任しているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

・ 監査役 伊伏正貴氏

当事業年度に開催された21回全ての取締役会および16回全ての監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・ 監査役 小林由紀氏

当事業年度に開催された21回のうち20回の取締役会および16回全ての監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・ 監査役 川島 正暉氏

2021年3月16日の臨時株主総会で就任し、就任後に開催された取締役会と監査役会の各1回全てに出席し、適宜質問するとともに必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	14,580千円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,580千円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。
6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役を補助すべき使用人は、監査役会および監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査役会の同意を必要とする。
8. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - (1) 監査役は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
 - (2) 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
 - (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
 - (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役会に報告するものとする。
9. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 - (2) 監査役は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討および改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	736,694	流動負債	259,702
現金及び預金	309,455	買掛金	128,725
受取手形	22,611	リース負債	1,132
売掛金	210,766	未払金	44,584
前払費用	164,764	未払法人税等	8,737
前受金	10,665	未払消費税等	24,967
未収金	10,593	前受り金	42,260
その他の資産	6,587	預り金	5,614
	1,249	修繕引当金	3,680
固定資産	1,221,274	固定負債	305,506
有形固定資産	1,057,253	リース負債	247
建物	170,613	長期未払金	39,638
構築物	12	再評価に係る繰延税金負債	195,448
機械装置	4,631	長期預り保証金	70,171
車両運搬具	0		
工具器具備品	7,489		
土地	873,228		
リース資産	1,277		
無形固定資産	2,216	負債合計	565,209
ソフトウェア	1,211	純資産の部	
電話加入権	479	株主資本	1,023,358
その他の資産	525	資本金	90,000
投資その他の資産	161,804	資本剰余金	276,439
投資有価証券	3,545	資本準備金	24,790
破産更生債権等	2,087	その他資本剰余金	251,649
前払年金費用	40,306	利益剰余金	745,574
差入保証金	28,484	その他利益剰余金	745,574
繰延税金資産	106,258	繰越利益剰余金	745,574
その他の資産	18,735	自己株式	△88,655
貸倒引当金	2,694	評価・換算差額等	369,401
	△40,306	土地再評価差額金	369,401
資産合計	1,957,969	純資産合計	1,392,759
		負債・純資産合計	1,957,969

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,879,267
売 上 原 価		1,981,593
売 上 総 利 益		897,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		821,450
営 業 利 益		76,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	977	
そ の 他	2,959	3,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	77	
そ の 他	6	84
経 常 利 益		80,075
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	8,134	8,134
特 別 損 失		
減 損 損 失	15,902	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,646	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 関 連 損 失	11,760	
解 決 金 及 び 第 三 者 委 員 会 設 置 調 査 費 用	42,000	77,308
税 引 前 当 期 純 利 益		10,901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,929	
法 人 税 等 調 整 額	△13,186	△4,256
当 期 純 利 益		15,158

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
2020年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	737,624
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,208
当期純利益					15,158
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	7,950
2021年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	745,574

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差額金	
2020年4月1日残高	△88,655	1,015,408	369,401	1,384,809
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△7,208		△7,208
当期純利益		15,158		15,158
事業年度中の変動額合計	—	7,950	—	7,950
2021年3月31日残高	△88,655	1,023,358	369,401	1,392,759

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

ダイヤ通商株式会社
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所
東京都文京区
指定社員 公認会計士 河合 洋 明[Ⓔ]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平谷 一 史[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤ通商株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

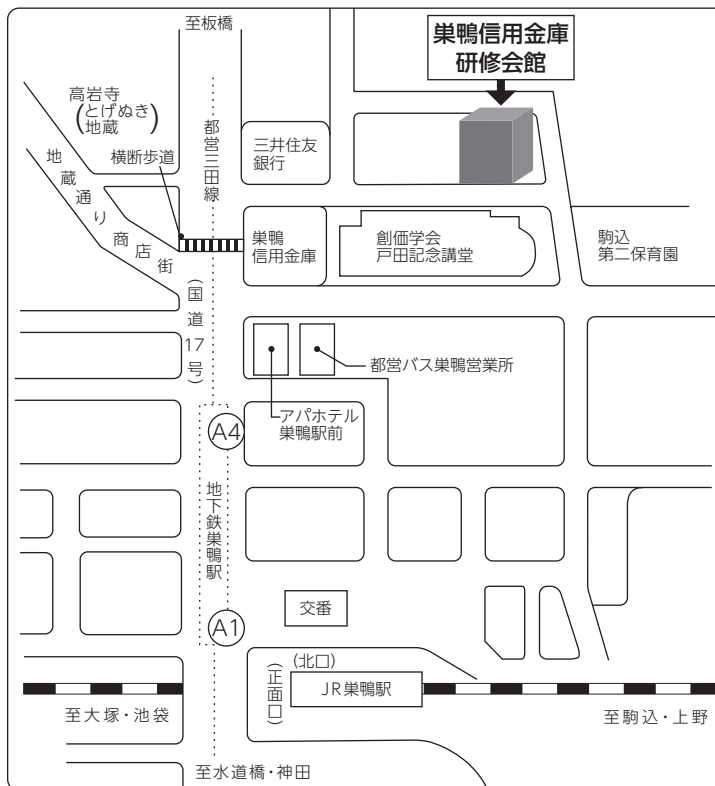
ダイヤ通商株式会社	監査役会		
常勤監査役	山本清武	Ⓢ	
社外監査役	伊伏正貴	Ⓢ	
社外監査役	小林由紀	Ⓢ	
社外監査役	川島正暉	Ⓢ	

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

会 場 付 近 略 図



交通のご案内

JR山手線巣鴨駅 北口・正面口より徒歩5分

地下鉄都営三田線巣鴨駅A4出口より徒歩3分

A1出口より徒歩5分

お問い合わせ先 当社管理部 03-5977-1567

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。